

第7章

地域支援事業の推進

1

2

3

4

5

6

7

8

9

資料編

1

地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

【図表】 7-1 地域支援事業の全体像

1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1)総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> ① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ 短期集中予防サービス ④ 介護予防ケアマネジメント
	(2)一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
2 包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> (1)高齢者あんしん相談センターの運営 (2)在宅医療・介護連携の推進 (3)認知症施策の推進 (4)生活支援体制整備事業 (地域での支え合い体制づくりの推進) (5)地域ケア会議の推進 	
3 任意事業	(1)介護給付等費用適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 給付費通知 ② 介護保険事業者等指導事務
	(2)家族介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族交流会・介護者教室 ② 認知症高齢者等見守り事業
	(3)その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度利用支援事業 ② 住宅改修支援事業

2

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

1) 総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)

① 訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができることを目指し支援を行います。

【図表】 7-2 訪問型サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
訪問型サービス	4,728人	4,850人	4,705人

【図表】 7-3 訪問型サービス実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	4,934人	5,062人	5,156人

② 通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】 7-4 通所型サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
通所型サービス	9,038人	9,136人	7,959人

【図表】 7-5 通所型サービス実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス	9,524人	9,628人	9,733人

③ 短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、管理栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

【図表】 7-6 短期集中予防サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	220人	179人	42人
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	87人	70人	12人
訪問型プログラム事業	0人	0人	4人
合 計	307人	249人	58人

【図表】 7-7 短期集中予防サービス実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	300人	300人	300人
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	60人	60人	60人
訪問型プログラム事業	4人	4人	4人
合 計	364人	364人	364人

4 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センターは、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】 7-8 介護予防ケアマネジメント実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護予防ケアマネジメント	8,695人	8,400人	7,249人

※短期集中予防サービス(介護予防事業)に係る介護予防ケアマネジメントも含む。

【図表】 7-9 介護予防ケアマネジメント実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアマネジメント	8,552人	8,723人	8,897人

2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト¹」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】 7-10 介護予防把握事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
調査票発送者数	11,271人	4,477人	3,923人
調査票有効回答者数	7,961人	2,063人	2,089人
短期集中予防サービス対象者数	2,031人	502人	512人

【図表】 7-11 介護予防把握事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査票発送者数	12,500人	5,000人	4,400人
調査票有効回答者数	8,750人	2,500人	2,200人
短期集中予防サービス対象者数	2,200人	625人	550人

※介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の方に送付。令和3年度を調査初年度(4・5年度は未回答者への送付)とする3年間の調査を実施するものとして推計。

※令和4・5年度の短期集中予防サービスへの参加案内は、当該年度の対象者だけではなく、令和3年度の調査で対象となった方にも行う。

1 基本チェックリスト 要介護状態とならず元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

② 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】 7-12 介護予防普及啓発事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
文の京介護予防体操	1,024人	1,033人	346人
介護予防教室	1,215人	952人	243人
介護予防講演会	447人	296人	48人
出前講座	158人	93人	24人
介護予防展	1,334人	—	400人
合 計	4,178人	2,374人	1,061人

※令和元年度介護予防展は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。

【図表】 7-13 介護予防普及啓発事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文の京介護予防体操	1,150人	1,160人	1,170人
介護予防教室	1,110人	1,110人	1,110人
介護予防講演会	300人	300人	300人
出前講座	80人	80人	80人
介護予防展	1,250人	1,250人	1,250人
合 計	3,890人	3,900人	3,910人

③ 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】 7-14 介護予防ボランティア指導者等の登録者数実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
文の京介護予防体操推進リーダー	102人	97人	90人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	33人	30人	30人
脳健康教室サポーター	23人	19人	13人
合 計	158人	146人	133人

【図表】 7-15 介護予防ボランティア指導者等の新規養成者数実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文の京介護予防体操推進リーダー	10人	10人	10人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	5人	5人	5人
脳健康教室サポーター	-	-	-
合 計	15人	15人	15人

※脳健康教室サポーター養成は、欠員が生じた場合に実施。

イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)による住民主体の通いの場への運営支援を行います。

【図表】 7-16 通いの場への運営支援実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
通いの場運営団体数	26団体	28団体	26団体

【図表】 7-17 通いの場への運営支援実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場運営団体数	32団体	34団体	36団体

4 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うとともに、区の事業評価制度を活用して評価を行います。

5 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し改善の方向性の助言などを行います。

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

1) 高齢者あんしん相談センターの運営

令和元年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の25.0%にあたる10,724人に対し、延べ39,286件の相談・支援を行っています。

今後もセンターの認知度向上に取り組むとともに、高齢者の地域の身近な総合相談窓口としての機能を強化します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を所掌する地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられるとともに、「文京区個人情報の保護に関する条例」を遵守するよう区条例で規定しています。

【図表】 7-18 高齢者あんしん相談センター総合相談業務の実績及び見込み

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和5年度
高齢者人口	42,830人	42,959人	43,221人	43,887人
相談実人数	10,983人	10,724人	10,870人	11,308人
相談総件数	37,874人	39,286人	40,967人	46,010人
電話	16,349人	18,469人	19,197人	21,381人
訪問	11,578人	11,403人	12,030人	13,911人
来所	7,618人	7,125人	7,453人	8,437人
その他	2,329人	2,289人	2,287人	2,281人

※高齢者人口は、平成30～令和2年度は1月1日付住民基本台帳人口、令和5年度は推計。

※令和2年度の相談実人数及び相談総件数は見込み。

※以下2)～5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で述べています。

2) 在宅医療・介護連携の推進

3) 認知症施策の推進

4) 生活支援体制整備事業(地域での支え合い体制づくりの推進)

5) 地域ケア会議の推進

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を実施します。

1) 介護給付等費用適正化事業

① 給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス(総合サービス事業)利用状況のお知らせ」(介護給付費通知)を年2回送付しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 3)③給付費通知」の中で述べています。(P.181参照)

② 介護保険事業者等指導事務

介護サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。さらに、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

また、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 2)③ケアプラン点検の実施」及び「2 3)①事業者に対する指導監督」の中で述べています。(P.180～181参照)

【図表】 7-19 介護給付等費用適正化事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
給付費通知	14,229件	14,422件	14,764件
事業者指導事業	31回	30回	30回

【図表】 7-20 介護給付等費用適正化事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費通知	15,512件	15,899件	16,296件
事業者指導事業	30回	30回	30回

2) 家族介護支援事業

① 認知症家族交流会及び認知症介護者教室

認知症介護者の情報交換や負担軽減を図る場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】 7-21 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16回	15回	16回

【図表】 7-22 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16回	16回	16回

② 認知症高齢者等見守り事業

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等が外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

ア ただいま！支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

また、登録者には、行方不明発見時に365日24時間、区や警察を經由せずに発見者と家族が迅速に連絡を取りあえるQRコード付きステッカー・シールを配付します。

イ ただいま！支援SOSメール

「ただいま！支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の協力を依頼します。

ウ 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用反射ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

エ 「うちに帰ろう」 模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れを地域で模擬的に体験する訓練を実施します。

オ 高齢者GPS探索サービス事業

民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込に係る経費の助成を行います。

3) その他事業

① 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の利用が必要と認められるにもかかわらず、申立てを行う親族がない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

② 住宅改修支援事業

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じます。

また、ケアマネジャーがついていない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

【図表】 7-23 住宅改修支援事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
住宅改修支援事業(補助)	47件	32件	60件

【図表】 7-24 住宅改修支援事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修支援事業(補助)	60件	60件	60件

4) 地域支援事業に要する費用の見込み

地域支援事業に必要な費用については、保険料と公費等の交付金で賄われます。その算定については、文京区における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、75歳以上の高齢者人口の伸び等を勘案した金額が上限となります。第8期における地域支援事業に要する費用の見込みは、以下のとおりです。

【図表】 7-25 地域支援事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	479,716	479,699	485,752	1,445,167
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	418,409	424,312	429,686	1,272,407
訪問型サービス	84,812	87,022	88,647	260,481
通所型サービス	241,689	244,337	247,012	733,038
短期集中予防サービス	45,131	45,131	45,131	135,393
介護予防ケアマネジメント	43,585	44,457	45,346	133,388
高額・高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業	2,308	2,464	2,631	7,403
審査支払手数料	884	901	919	2,704
一般介護予防事業	61,307	55,387	56,066	172,760
介護予防把握事業	10,137	4,217	4,896	19,250
介護予防普及啓発事業	42,336	42,336	42,336	127,008
地域介護予防活動支援事業	8,174	8,174	8,174	24,522
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	660	660	660	1,980
包括的支援事業	345,835	345,835	345,835	1,037,505
高齢者あんしん相談センターの運営	283,824	283,824	283,824	851,472
在宅医療・介護連携の推進	17,802	17,802	17,802	53,406
認知症施策の推進	7,208	7,208	7,208	21,624
生活支援体制整備事業	27,341	27,341	27,341	82,023
地域ケア会議の推進	9,660	9,660	9,660	28,980
任意事業	10,896	12,525	12,958	36,379
介護給付等費用適正化事業	2,145	2,182	2,220	6,547
給付費通知	1,510	1,547	1,585	4,642
介護保険事業者等指導事務	635	635	635	1,905
家族介護支援事業	2,466	2,466	2,466	7,398
認知症家族交流会・介護者教室	579	579	579	1,737
認知症高齢者等見守り事業	1,887	1,887	1,887	5,661
その他の事業	6,285	7,877	8,272	22,434
成年後見制度利用支援事業	6,165	7,757	8,152	22,074
住宅改修支援事業	120	120	120	360
合 計	836,447	838,059	844,545	2,519,051